



平成 18 年 11 月 17 日

各 位

株式会社極楽湯
代表取締役社長 新川 隆 丈
(JASDAQコード：2340)
問合せ先
取締役執行役員管理本部長 松本 俊 二
(TEL . 03 - 5275 - 0580)

株式の分割および行使価額の調整に関するお知らせ

当社は、平成18年11月17日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社株式の1投資単位あたりの投資金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることにより、株式の流動性をより一層向上させるとともに投資家層の拡大を図ることを目的とします。

目標とする株主数は、平成18年9月30日時点の最低単位の100株を保有している株主数が約2,000名であり、今回の株式分割により、その5倍の10,000名とすることを目標といたします。

それと同時に増加した株主様の手続き等に対応できる管理体制を整備し、今後増大する管理コストにつきましても成長に伴う費用として吸収していく所存です。

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、株式分割後も引き続き、経営成績、財政状態、事業展開のための資金留保等、総合的なバランスを勘案しつつも安定的な配当を継続的に実施することができるよう業績向上に努めていく方針であります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成18年12月31日(日曜日)(但し、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年12月29日(金曜日))最終の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成18年12月31日(日曜日)(但し、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年12月29日(金曜日))最終の発行済株式総数に4を乗じた株式数といたします。

3. 日程

| | |
|-------|----------------|
| 基準日 | 平成18年12月31日 |
| 効力発生日 | 平成19年1月1日 |
| 株券交付日 | 平成19年2月22日(予定) |

4. 当社の発行可能株式総数の増加

同日の取締役会において、上記株式分割にともない、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成19年1月1日をもって当社の定款第6条を変更し、発行可能株式総数について、現行の7,300,000株から29,200,000株増加させ、36,500,000株に変更する旨の決議をしております。

5. 平成19年3月期 期末配当予想について

平成19年3月期の配当予想につきましては、現在のところ変更はありませんので、今回の株式1株につき5株の割合をもって分割することに伴い、1株あたりの予想期末配当金20円を5分の1の4円に読み替えていただきますようお願いいたします。

6. その他、この株式の分割に必要な事項(株主優待制度の変更等)は、今後の取締役会において決定いたします。

【ご参考】

- 株式の分割により増加する株式数を具体的に記載していないのは、本取締役会決議から分割基準日までの間に、新株予約権等の行使による新株発行の可能性があり、分割基準日当日にならなければ発行済株式総数が確定しないためです。
- 株式分割後の発行済株式総数は、平成18年11月17日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次の通りとなります。

| | |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の当社発行済株式総数 | 2,304,300株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 9,217,200株 |
| 株式分割後の当社発行済株式総数 | 11,521,500株 |

- 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成18年11月17日現在の資本金 2,030,281,000円

4. 行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成13年改正旧商法第280条ノ20、第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の行使価額を、平成19年1月1日以降、次の通り調整いたします。

| | 調整後行使価額 | 調整前行使価額 |
|------------------------|---------|---------|
| 第4回新株予約権(平成17年3月18日決議) | 626円 | 3,127円 |
| 第5回新株予約権(平成17年7月29日決議) | 554円 | 2,770円 |
| 第6回新株予約権(平成18年3月24日決議) | 830円 | 4,150円 |
| 第7回新株予約権(平成18年10月6日決議) | 752円 | 3,760円 |
| 第8回新株予約権(平成18年10月6日決議) | 752円 | 3,760円 |

- 5 . 株式の分割により発行する株券および所有株式に関する案内は、平成19年 2月22日に届出住所への送付を予定しております。なお、証券保管振替制度ご利用の実質株主様は、平成19年 1月 4日（木曜日）より増加株式の売却が可能です。ただし、1 単元（100株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
- 6 . 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませ下さい。
なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

以 上